

宜野湾市監査委員告示第10号

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定により実施した定期監査の結果について、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和4年12月28日

宜野湾市監査委員 宮城 豊信

宜野湾市監査委員 山城 康弘

1 監査の期間

令和4年11月1日から令和4年12月28日まで

2 監査の対象

指導部 ・ 学務課 ・ 指導課 ・ はごろも学習センター
・ 幼稚園 ・ 小学校 ・ 中学校 ・ 学校給食センター

3 監査の範囲

財務に関する事務の執行
・ 令和3年度契約関係文書
・ 補助金関係文書
・ 備品等

4 監査の結果について

今回の定期監査については、契約事務を重点に実施した。一連の事務については、おおむね適正に執行されているが、次のような指摘事項があった。また、監査の際に見受けられた軽微な事項については、その都度各対象部局に口頭指導したので記述を省略した。

【指導部】

○学務課

項 目	指 摘 事 項
契約のあり方について	履行期間等が近接している契約をそれぞれ随意契約で締結しているものが見受けられる。契約は、競争入札が基本であるので、最小の経費で最大の効果を挙げるよう同種同様な契約は一括契約するなど、効率的な予算執行に努められたい。
令和3年度小・中学校草木ごみ回収処理業務委託（単価契約）について	随時払いで給付の確認はされているものの、給付の完了に基づく検査調書の作成がされていない。市財務規則第127条に則り適正な事務処理に努められたい。
契約書で定められた通知について	委託業務に係る契約について、契約書に定める完了通知等提出書類の不備が見受けられる。適正な事務処理に努められたい。

○指導課

項 目	指 摘 事 項
宜野湾市学力向上推進協議会補助金について	宜野湾市学力向上推進協議会の会長である教育長が教育長に対して補助金交付申請を行い、教育長が交付決定をして補助金を交付することは、民法第108条の双方代理の禁止に抵触している。適正な事務処理に努められたい。

○はごろも学習センター

項 目	指 摘 事 項
	指摘事項なし

○幼・小・中学校

項 目	指 摘 事 項
	指摘事項なし

○学校給食センター

項 目	指 摘 事 項
栄養価計算システム賃貸借契約について	当該契約は、市財務規則第117条第2項第8号に則り契約保証金を免除しているが、適用した号に錯誤がある。適正な事務処理に努められたい。